

青森みちのく銀行をご利用のお客さまへ

被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

団体信用生命保険

団体信用就業不能保障保険Ⅱ

- この書面はご加入いただく保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項(契約概要)、ご注意ください事項や不利益となる事項(注意喚起情報)について、ご説明しています。
- ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを被保険者となる方が、必ずご確認・ご了承のうえ、お申込みください。
- この書面は、大切に保管してください。

! 保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

楽天生命保険株式会社

ご加入プランの保障内容を該当ページで ご確認ください。

プランの用語解説

- 3大疾病：悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中
5つの重度慢性疾患：高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎
8大疾病：3大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)、
5つの重度慢性疾患(高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎)

⚠ ご加入の保険は、生命保険契約の複数の保険を組み合わせることで保障プランを作成したものです。
選択したプランによって、保険契約および付帯される特約が異なりますので、ご注意ください。

保障プラン
1

注意喚起情報
契約概要

団体信用生命保険	① 団体信用生命保険 死亡または高度障害状態に該当したとき ▶ローン残高の保障	○	4 ページ
	② 団体信用生命保険がん保障特約 がんと診断確定されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	③ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約 余命6カ月以内と判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	④ 団体信用生命保険重度がん保険金前払特約 がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、 効果がなかったなどと判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑤ 団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約 上皮内がんまたは皮膚がん 診断確定されたとき ▶30万円をお支払い	○	
	⑥ 団体信用生命保険がん先進医療特約 がんを原因として先進医療の療養を受けたとき ▶先進医療の技術料を保障・支援給付金10万円をお支払い	○	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (急性心筋梗塞・脳卒中保障型)	⑦ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型) 急性心筋梗塞または脳卒中 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	○	12 ページ
	⑧ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約 (債務繰上返済支援用) 急性心筋梗塞を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑨ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) 脳卒中を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑩ 団体信用就業不能保障保険Ⅱがん診断給付金特約 がんと診断確定されたときの一時金 ▶100万円をお支払い	○	
	⑪ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者ががん診断給付金特約 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき ▶100万円をお支払い (選択した場合のみ)	○	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (重度慢性疾患保障型)	⑫ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	○	18 ページ
	⑬ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態が12カ月を超えて継続したとき ▶ローン残高の保障	○	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)	⑭ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	○	22 ページ
	⑮ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約 (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで 12カ月を超えて就業不能状態となったとき ▶ローン残高の保障	○	

ご加入プランの保障内容を該当ページで ご確認ください。

プランの用語解説

- 3大疾病：悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中
5つの重度慢性疾患：高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎
8大疾病：3大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)、
5つの重度慢性疾患(高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎)

⚠ ご加入の保険は、生命保険契約の複数の保険を組み合わせることで保障プランを作成したものです。
選択したプランによって、保険契約および付帯される特約が異なりますので、ご注意ください。

保障プラン
2

注意喚起情報
契約概要

団体信用生命保険	① 団体信用生命保険 死亡または高度障害状態に該当したとき ▶ローン残高の保障	○	4 ページ
	② 団体信用生命保険がん保障特約 がんと診断確定されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	③ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約 余命6カ月以内と判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	④ 団体信用生命保険重度がん保険金前払特約 がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、 効果がなかったなどと判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑤ 団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約 上皮内がんまたは皮膚がん 診断確定されたとき ▶30万円をお支払い	—	
	⑥ 団体信用生命保険がん先進医療特約 がんを原因として先進医療の療養を受けたとき ▶先進医療の技術料を保障・支援給付金10万円をお支払い	—	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (急性心筋梗塞・脳卒中保障型)	⑦ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型) 急性心筋梗塞または脳卒中 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	○	12 ページ
	⑧ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約 (債務繰上返済支援用) 急性心筋梗塞を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑨ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) 脳卒中を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑩ 団体信用就業不能保障保険Ⅱがん診断給付金特約 がんと診断確定されたときの一時金 ▶100万円をお支払い	○	
	⑪ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者ががん診断給付金特約 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき ▶100万円をお支払い (選択した場合のみ)	○	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (重度慢性疾患保障型)	⑫ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	○	18 ページ
	⑬ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態が12カ月を超えて継続したとき ▶ローン残高の保障	○	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)	⑭ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	—	22 ページ
	⑮ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約 (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで 12カ月を超えて就業不能状態となったとき ▶ローン残高の保障	—	

ご加入プランの保障内容を該当ページで ご確認ください。

プランの用語解説

- 3大疾病：悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中
5つの重度慢性疾患：高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎
8大疾病：3大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)、
5つの重度慢性疾患(高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性肝炎)

⚠ ご加入の保険は、生命保険契約の複数の保険を組み合わせることで保障プランを作成したものです。
選択したプランによって、保険契約および付帯される特約が異なりますので、ご注意ください。

保障プラン
3

注意喚起情報
契約概要

団体信用生命保険	① 団体信用生命保険 死亡または高度障害状態に該当したとき ▶ローン残高の保障	○	4 ページ
	② 団体信用生命保険がん保障特約 がんと診断確定されたとき ▶ローン残高の保障	○	
	③ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約 余命6カ月以内と判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	④ 団体信用生命保険重度がん保険金前払特約 がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、 効果がなかったなどと判断されるとき ▶ローン残高の保障	○	
	⑤ 団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約 上皮内がんまたは皮膚がん 診断確定されたとき ▶30万円をお支払い	—	
	⑥ 団体信用生命保険がん先進医療特約 がんを原因として先進医療の療養を受けたとき ▶先進医療の技術料を保障・支援給付金10万円をお支払い	—	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (急性心筋梗塞・脳卒中保障型)	⑦ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型) 急性心筋梗塞または脳卒中 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	—	12 ページ
	⑧ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約 (債務繰上返済支援用) 急性心筋梗塞を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	—	
	⑨ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) 脳卒中を発病し所定の状態が60日以上継続したと 医師によって診断されたとき ▶ローン残高の保障	—	
	⑩ 団体信用就業不能保障保険Ⅱがん診断給付金特約 がんと診断確定されたときの一時金 ▶100万円をお支払い	—	
	⑪ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者ががん診断給付金特約 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき ▶100万円をお支払い	—	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (重度慢性疾患保障型)	⑫ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	—	18 ページ
	⑬ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで 就業不能状態が12カ月を超えて継続したとき ▶ローン残高の保障	—	
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)	⑭ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで就業不能状態となったとき ▶月々のローンの保障	—	22 ページ
	⑮ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約 (3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) 8大疾病以外の病気やケガで 12カ月を超えて就業不能状態となったとき ▶ローン残高の保障	—	

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

① 団体信用生命保険

死亡または所定の高度障害状態に該当したとき ローン残高を保障します。

保険期間中に死亡されたときもしくは責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金をお支払いします。

② がん保障特約(団体信用生命保険がん保障特約)

がんと診断確定されたときローン残高を保障します。

責任開始日以後に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたときに保険金をお支払いします。ただし、責任開始日前または責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。

③ リビング・ニーズ特約(団体信用生命保険リビング・ニーズ特約)

余命が6ヵ月以内と判断されるとき ローン残高を保障します。

保険期間中に医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断される場合に保険金をお支払いします。

④ 重度がん保険金前払特約(団体信用生命保険重度がん保険金前払特約)

所定のがんと診断確定され治療をすべて受けたが効果が なかったなどと判断されるときローン残高を保障します。

保険期間中に所定のがんに罹患したと医師によって診断確定され、次のいずれかに該当すると引受保険会社により判断されるときローン残高を保障します。

- ① そのがんに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった
 - ② 被保険者の身体的状態では、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない
 - ③ そのがんに対して、効果が期待できる治療がない
- (がんの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行なわれない場合は該当しません。)

⑤ 上皮内がん・皮膚がん支援特約(団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約) ▲この特約の有無はプランによります。

上皮内がんまたは皮膚がん診断確定されたとき 30万円をお支払いします。

保険期間中に上皮内新生物(上皮内がん)または皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に罹患したと医師により診断確定された場合に給付金をお支払いします。ただし、特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんや皮膚がんがんと診断確定された場合には、お支払いしません。また、特約の責任開始日前に皮膚がんがんと診断確定された場合には、お支払いしません。

⑥ がん先進医療特約(団体信用生命保険がん先進医療特約) ▲この特約の有無はプランによります。

がんを原因として先進医療を受療されたとき先進医療の技術料 相当額と支援給付金(10万円)をお支払いします。

保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定され、所定の先進医療による療養を受けた場合に、技術料と同額をお支払いします(通算2,000万円まで)。ただし、特約の責任開始日前または特約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。

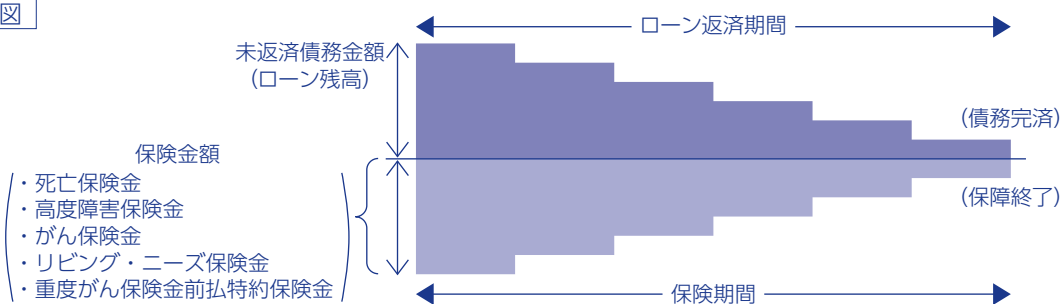
団体信用生命保険の機能と目的

この保険契約は、株式会社青森みちのく銀行（以下「金融機関」といいます。）を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に死亡または所定の高度障害状態になった場合などに保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

商品のしくみ

しくみ図



保険金はローン残高の減少に合わせて減少し、債務完済をもって保障を終了します。

保険契約者		株式会社青森みちのく銀行
被保険者		金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠️以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠️以下「保険会社」といいます。
保 険 の 種 類	主契約	団体信用生命保険
	付帯される特約	●がん保障特約 ●リビング・ニーズ特約 ●重度がん保険金前払特約 ●上皮内がん・皮膚がん支援特約 ●がん先進医療特約
責任開始日		【主契約】 保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。 【がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約】 主契約の責任開始日と同一とします。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合は保険金・給付金はお支払いしません。 【リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約】 主契約の責任開始日と同一とします。
保障終了		以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき ⚠️各特約の保障終了、支払限度については、次ページ以降でご確認ください。
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

団体信用生命保険		ローン残高の保障
保険金の種類	①死亡保険金	②高度障害保険金
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が保険期間中に死亡したとき 被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

がん保障特約		ローン残高の保障
保険金の種類	がん保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が責任開始日以後に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき ⚠ 責任開始日前または責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。 ⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発、転移等と認められる場合もがん保険金はお支払いしません。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがん罹患したと診断確定された場合には、がん保険金をお支払いします。 ⚠ 「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」、「上皮内新生物(上皮内がん)」はお支払いの対象とはなりません。 ⚠ がん保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

リビング・ニーズ特約		ローン残高の保障
保険金の種類	リビング・ニーズ保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が保険期間中に医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断されるとき ⚠ リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	請求日のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

重度がん保険金前払特約		ローン残高の保障
保険金の種類	重度がん保険金前払特約保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が保険期間中に所定のがん罹患したと医師によって診断確定され、次のいずれかに該当すると引受保険会社により判断されるとき ①そのがんに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった ②被保険者の身体的状態では、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない ③そのがんに対して、効果が期待できる治療がない(がんの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行なわれない場合は該当しません) ⚠ 重度がん保険金前払特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	請求日のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

上皮内がん・皮膚がん支援特約		診断確定時の一時金
給付金の種類	上皮内がん・皮膚がん診断給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	特約の被保険者が、特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 上皮内新生物(以下、「上皮内がん」といいます。)に罹患したと医師により診断確定されたとき (2) 皮膚のその他の悪性新生物(以下、「皮膚がん」といいます。)に罹患したと医師により診断確定されたとき ⚠ 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんや皮膚がんが診断確定された場合には、お支払いしません。 ⚠ 特約の責任開始日前に皮膚がんが診断確定された場合には、お支払いしません。	
給付金額	30万円 ⚠ 同一被保険者につき30万円を超えないものとします。	
支払回数	特約の保険期間を通じて1回	

がん先進医療特約		技術料等の保障
給付金の種類	がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	特約の被保険者が、特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 次の条件のすべてを満たす療養を受けたとき ① 医師により診断確定された所定の悪性新生物(以下、「がん」といいます。)を直接の原因とする療養 ② 先進医療による療養 (2) がんに罹患したと医師によって上記(1)②に定める療養により診断確定されたとき ⚠ 特約の責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発、転移等と認められる場合、給付金はお支払いしません。特約の責任開始日から90日以内にがんが診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんが罹患したと診断確定された場合には、給付金をお支払いします。 ⚠ 団体信用生命保険がん保障特約のがん保険金の支払対象となる悪性新生物に罹患したと診断確定された日(以下、「診断確定日」といいます。)から1年の間に、その悪性新生物を直接の原因としてこの特約の「給付金が支払われる場合」に該当した場合には、診断確定日にこの特約の「給付金が支払われる場合」に該当したものとみなして取り扱います。 ⚠ 「給付金が支払われる場合」にかかわる法令等の改正により公的医療保険制度等が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、「給付金が支払われる場合」を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。 療 養 「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。 先進医療 「先進医療」とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま)をいいます。 ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 公的医療保険制度 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律	
給付金額	【がん先進医療給付金】 先進医療にかかる技術料と同額 ⚠ 下記の先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 ・ 公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。) ・ 先進医療以外の評価療養のための費用 ・ 選定療養のための費用 ・ 食事療養のための費用 ・ 生活療養のための費用 など 【がん先進医療支援給付金】 10万円	
支払限度	【がん先進医療給付金】 がん先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円を限度とします。 【がん先進医療支援給付金】 同一の先進医療による療養について1回	

⚠ がん先進医療特約は、楽天生命保険株式会社の他の先進医療給付を行う特約を通算して同一被保険者について1特約を限度とします。

保障内容をご確認ください。(つづき)

保険金・給付金が支払われる対象について

高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

がん保険金の支払対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

重度がん保険金前払特約保険金の支払対象となる悪性新生物および治療と効果

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

3. 治療

「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となる、次の(1)または(2)の治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

- (1) 科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療
- (2) (1)以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療なお、「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法
 - ⑤私立学校教職員共済法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

4. 効果

「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

保障内容をご確認ください。(つづき)

上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物

1. 対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
上皮内新生物<腫瘍>	D00~D09

2. 前1において「上皮内新生物」、「皮膚のその他の悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物

新生物の性状を表す第5桁コード	
／2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

⚠「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金の支払対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症(多血症)	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。
 なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

⚠「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

7 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)

急性心筋梗塞または脳卒中就業不能状態となったとき 月々のローン返済額を保障します。

保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中により就業不能状態となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来した場合に給付金をお支払いします。

8 急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)(団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用))

急性心筋梗塞で60日以上労働の制限を要する状態となったとき ローン残高を保障します。

保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合に保険金をお支払いします。

9 脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)(団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

脳卒中で60日以上後遺症が継続したとき ローン残高を保障します。

保険期間中に脳卒中を発病し、60日以上言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合に保険金をお支払いします。

10 がん診断給付金特約(団体信用就業不能保障保険Ⅱがん診断給付金特約)

がんと診断確定されたとき100万円をお支払いします。

保険期間中にローン債務者が特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて悪性新生物(がん)と医師により診断確定された場合に給付金をお支払いします。

11 女性配偶者ががん診断給付金特約(団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者ががん診断給付金特約)

女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき 100万円をお支払いします。

保険期間中に女性配偶者が特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて女性特有の悪性新生物(がん)と医師により診断確定された場合に給付金をお支払いします。

就業不能状態とは？

被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中により、次のいずれかの事由に該当する状態をいいます。

- ①その疾病の治療のため、入院していること
- ②その疾病により、医師の指示による在宅療養をしていること

なお、被保険者が傷害もしくは疾病に起因して死亡した後または傷害もしくは疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能状態とはいいません。

用語の説明

てん補期間..... 免責期間終了日の翌日から起算して、継続した就業不能状態に対して給付金を支払う期間の限度をいいます。

免責期間..... 就業不能状態が開始した日から起算して、継続して就業不能状態である協議により定めた期間をいい、この期間に対しては、当会社は給付金を支払いません。

入院..... 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養..... 自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)の機能と目的

この保険契約は、株式会社青森みちのく銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に急性心筋梗塞・脳卒中で就業不能状態となった場合などに保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

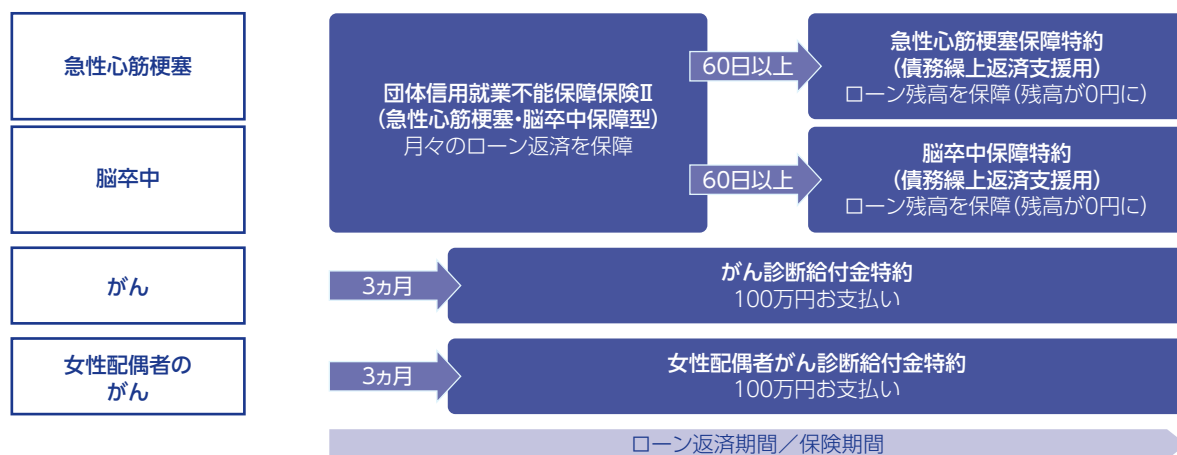
商品のしくみ

保険契約者		株式会社青森みちのく銀行
被保険者①		金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠以下「ローン債務者」といいます。
被保険者②		ローン債務者の配偶者 ⚠以下「配偶者」といいます。 ・配偶者とは法律上の女性の配偶者をいいます。ただし、保険契約者と引受保険会社の協議により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことができるものとします。 ・女性配偶者ががん診断給付金特約を選択した場合のみ、この特約の被保険者となります。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠以下「保険会社」といいます。
保 険 の 種 類	主契約	団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)
	付帯される特約	●急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用) ●脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) ●がん診断給付金特約 ●女性配偶者ががん診断給付金特約
責任開始日		[主契約] 保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。 [急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)、脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)] 主契約の責任開始日と同一とします。 [がん診断給付金特約][女性配偶者ががん診断給付金特約] 主契約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日からこの特約上の保障を開始します。 ⚠ローン融資実行日、加入承諾日からすぐにこの特約による保障が開始するわけではありませんので、ご注意ください。
保障終了		●以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 [ローン債務者] ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消しまたは解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③所定の支払期間限度分の給付金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ④「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき ●以下のいずれかに該当した場合、女性配偶者ががん診断給付金特約の保障は終了します。 [配偶者] ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消しまたは解除のとき等) ②ローン債務者が所定の年齢になったとき ③女性配偶者ががん診断給付金特約が付帯されている保険契約の支払限度期間が終了したとき ④女性配偶者ががん診断給付金が支払われたとき ⑤ローン債務者と法律上の婚姻関係がなくなったとき ⑥配偶者が死亡したとき ⑦配偶者が満82歳に到達したとき
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

しくみ図



団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)		月々のローンの保障
給付金の種類	就業不能給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	金融機関	
給付金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った「急性心筋梗塞または脳卒中」により「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来したとき	
免責期間	なし	
給付金額	給付金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月は、その返済額と月々の返済額) ⚠ 年間支払額は2,400万円以下とします。 ⚠ ローン返済に充当します。	
支払回数	1回の就業不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了します。これと同時に被保険者の資格はなくなります。 てん補期間：2ヵ月 支払限度期間：36ヵ月	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)		ローン残高の保障
保険金の種類	急性心筋梗塞保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ⚠ 急性心筋梗塞保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)および付帯する特約は消滅します。	
免責期間	なし	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)		ローン残高の保障
保険金の種類	脳卒中保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (例)下記などの継続 ・ 呂律が回らない、言葉が出ない等の言語障害 ・ 体が動かない、思う通りに動かせない等の運動失調や麻痺の状態 ⚠ 脳卒中保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)および付帯する特約は消滅します。	
免責期間	なし	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

団体信用就業不能保障保険Ⅱがん診断給付金特約		診断確定時の一時金
給付金の種類	がん診断給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	被保険者が、この特約の保険期間中に、その者のこの特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて悪性新生物と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)	
免責期間	なし	
給付金額	100万円	
支払回数	保険期間を通じて1回	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者がん診断給付金特約		女性配偶者のための保障(選択した場合のみ)
給付金の種類	女性配偶者がん診断給付金	
被保険者	配偶者	
給付金受取人	被保険者(配偶者)	
給付金が支払われる場合	被保険者が、この特約の保険期間中に、その者のこの特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて女性特有の悪性新生物と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)	
免責期間	なし	
給付金額	100万円	
支払回数	保険期間を通じて1回。	

保障内容をご確認ください。(つづき)

支払に関する補足事項

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型))

- 被保険者が、就業不能状態の発生日以後に増やした給付金額については、その就業不能状態の期間中は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)・団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

- 医師による所定の状態の継続の診断がなされた日以後に増やした特約の保険金額は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用))

- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合で、かつ、その消滅時にその被保険者が労働の制限を必要とする状態に該当している場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の労働の制限を必要とする状態は、その者についての特約の保険期間中の労働の制限を必要とする状態とみなして取り扱います。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合で、かつ、その消滅時にその被保険者が他覚的な神経学的後遺症に該当している場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の他覚的な神経学的後遺症は、その者についての特約の保険期間中の他覚的な神経学的後遺症とみなして取り扱います。

保険金・給付金が支払われる対象について

就業不能給付金、急性心筋梗塞保険金、脳卒中保険金の支払対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

疾病名	疾病の定義
(1) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。 ① 典型的な胸部痛の病歴 ② 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③ 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
(2) 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓を含みます。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	皮膚の悪性黒色腫	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症（多血症）	D45
	骨髓異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第2版」または厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁コード		
／3	悪性、原発部位	
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位	
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳	

（注）「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

女性配偶者ががん診断給付金の支払対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞（C79）のうち、 ・卵巣の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C79.6

2. 前1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第2版」または厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁コード		
／3	悪性、原発部位	
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位	
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳	

（注）「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

12 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)

5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態となったとき 月々のローン返済額を保障します。

保険期間中に5つの重度慢性疾患のいずれかにより就業不能状態となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来した場合に給付金をお支払いします。

13 債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) (団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型))

5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態が 12ヵ月を超えて継続したときローン残高を保障します。

保険期間中に5つの重度慢性疾患のいずれかにより就業不能状態となり、その状態が開始した日から起算して12ヵ月を経過した日の翌日まで継続している場合に保険金をお支払いします。

就業不能状態とは？

被保険者が重度慢性疾患により、次のいずれかの事由に該当する状態をいいます。

- ①その疾病の治療のため、入院していること
- ②その疾病により、医師の指示による在宅療養をしていること

なお、被保険者が傷害もしくは疾病に起因して死亡した後または傷害もしくは疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能状態とはいいません。

用語の説明

てん補期間 免責期間終了日の翌日から起算して、継続した就業不能状態に対して給付金を支払う期間の限度をいいます。

免責期間 就業不能状態が開始した日から起算して、継続して就業不能状態である協議により定めた期間をいい、この期間に対しては、当会社は給付金を支払いません。

入院 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます。

5つの重度慢性疾患 高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性膵炎

在宅療養 自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)の機能と目的

この保険契約は、株式会社青森みちのく銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に重度慢性疾患で就業不能状態となった場合に保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

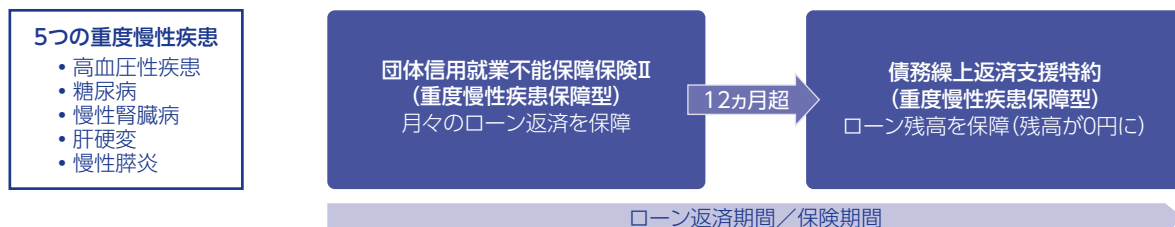
商品のしくみ

保険契約者		株式会社青森みちのく銀行
被保険者		金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠以下「保険会社」といいます。
種 保 類 險 の	主契約	団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)
	付帯される特約	● 債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型)
責任開始日		保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。
保障終了		● 以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消しまたは解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③所定の支払期間限度分の給付金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ④「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

しくみ図



団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)		月々のローンの保障
給付金の種類	就業不能給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	金融機関	
給付金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った「5つの重度慢性疾患」のいずれかにより「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来したとき	
免責期間	なし	
給付金額	給付金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額) ⚠ 年間支払額は2,400万円以下とします。	
支払回数	1回の就業不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了します。これと同時に被保険者の資格はなくなります。 てん補期間:12ヵ月 支払限度期間:36ヵ月	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型)		ローン残高の保障
保険金の種類	債務繰上返済支援保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った「5つの重度慢性疾患」のいずれかにより「就業不能状態」となり、その状態が開始した日から起算して12ヵ月を経過した日の翌日まで継続しているとき ⚠ 債務繰上返済支援保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

支払に関する補足事項

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型))

- 被保険者が、就業不能状態の発生日以後に増やした給付金額については、その就業不能状態の間中は支払いません。
- 被保険者が、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。このとき、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態に該当した日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間に債務の支払期日が到来した場合、給付金は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型))

- 主契約の給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、特約の被保険者が就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。
- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の就業不能状態は、その者についての特約の保険期間中の就業不能状態とみなして取り扱います。

保険金・給付金が支払われる対象について

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象となる重度慢性疾患

対象となる重度慢性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

重度慢性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
糖尿病	糖尿病	E10～E14
慢性腎臓病	慢性腎臓病	N18
肝硬変	アルコール性肝硬変	K70.3
	原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6
慢性膵炎	アルコール性慢性膵炎	K86.0
	その他の慢性膵炎	K86.1

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

14 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)

8大疾病以外の病気やケガで就業不能状態となったとき 月々のローン返済額を保障します。

8大疾病以外の病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合に給付金をお支払いします。

15 債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型) (団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型))

8大疾病以外の病気やケガで12ヵ月を超えて 就業不能状態となったとき、ローン残高を保障します。

8大疾病以外の病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が継続した場合に保険金をお支払いします。

就業不能状態とは？

被保険者が傷害または3大疾病・重度慢性疾患以外の疾病により、次のいずれかの事由に該当する状態をいいます。

- ①その傷害または疾病の治療のため、入院していること
- ②その傷害または疾病により、医師の指示による在宅療養をしていること

なお、被保険者が傷害もしくは疾病に起因して死亡した後または傷害もしくは疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能状態とはいいません。

用語の説明

てん補期間 免責期間終了日の翌日から起算して、継続した就業不能状態に対して給付金を支払う期間の限度をいいます。

免責期間 就業不能状態が開始した日から起算して、継続して就業不能状態である協議により定めた期間をいい、この期間に対しては、当会社は給付金を支払いません。

入院 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養 自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

3大疾病 悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中

5つの重度慢性疾患 高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性膵炎

8大疾病 3大疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)、5つの重度慢性疾患(高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性膵炎)

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)の機能と目的

この保険契約は、株式会社青森みちのく銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に8大疾病以外の病気やケガなどで就業不能状態となった場合などに保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

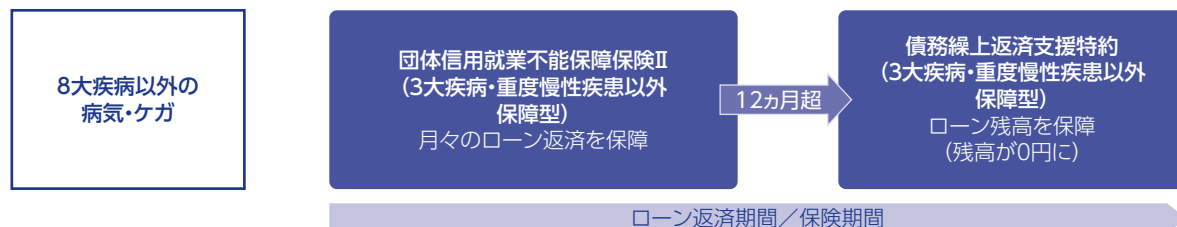
商品のしくみ

保険契約者		株式会社青森みちのく銀行
被保険者		上記の保険契約者からローンをお借入れになるお客さま ⚠以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠以下「保険会社」といいます。
種 保 類 険 の	主契約	団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)
	付帯される特約	●債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)
責任開始日		保険会社が、「申込書兼告知書兼同意書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。
保障終了		●以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消しまたは解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③所定の支払期間限度分の給付金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ④「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

しくみ図



団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)		月々のローンの保障
給付金の種類	就業不能給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	金融機関	
給付金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以降に被った「8大疾病」以外の病気やケガにより「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来したとき	
免責期間	なし	
給付金額	給付金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月は、その返済額と月々の返済額) ⚠ 年間支払額は2,400万円以下とします。	
支払回数	1回の就業不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了します。これと同時に被保険者の資格はなくなります。 てん補期間:12ヵ月 支払限度期間:36ヵ月	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)		ローン残高の保障
保険金の種類	債務繰上返済支援保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以降に被った「8大疾病」以外の病気やケガにより「就業不能状態」となり、その状態が開始した日から起算して12ヵ月を経過した日の翌日まで継続しているとき ⚠ 債務繰上返済支援保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)および付帯する特約は消滅します。	
免責期間	なし	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

支払に関する補足事項**(団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型))**

- 被保険者が、就業不能状態の発生日以後に増やした給付金額については、その就業不能状態の間中は支払いません。
- 被保険者が、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。このとき、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態に該当した日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間に債務の支払期日が到来した場合、給付金は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型))

- 主契約の給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、特約の被保険者が就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。
- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の就業不能状態は、その者についての特約の保険期間中の就業不能状態とみなして取り扱います。

保障内容をご確認ください。(つづき)

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象とならない8大疾病について

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象とならない悪性新生物

1. 対象とならない悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要、ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症(多血症)	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象とならない急性心筋梗塞、脳卒中

対象とならない急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象とならない急性心筋梗塞、脳卒中

疾病名	疾病の定義
(1) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。 ①典型的な胸部痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
(2) 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓を含みます。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象とならない重度慢性疾患

対象とならない重度慢性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

重度慢性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
糖尿病	糖尿病	E10～E14
慢性腎臓病	慢性腎臓病	N18
肝硬変	アルコール性肝硬変	K70.3
	原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6
慢性肝炎	アルコール性慢性肝炎	K86.0
	その他の慢性肝炎	K86.1

注意喚起情報

「注意喚起情報」は保険契約・特約のお申込みの際に特に注意していただきたい重要な事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1 告知に関する重要事項について

告知義務について

- 加入申込者ご本人には健康状態等について告知をする義務（告知義務）があります。過去の傷病歴、現在の健康状態等、引受保険会社が書面またはインターネット上の告知画面でおたずねする告知項目について、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知して）ください。
- 引受保険会社の職員・金融機関の職員等には告知を受ける権限がないため、口頭でお話されても告知したことにはなりません。告知をする場合は、所定の書面または告知画面にて行ってください。

傷病歴などがある場合のお取り扱いについて

- 被保険者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。ご加入のお申込みや、がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約、がん診断給付金特約、女性配偶者ががん診断給付金特約の付加をお断りすることもあります。傷病歴などがある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知してください。

正しく告知いただけない場合

- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内に保険金・給付金の支払事由が発生していた場合には、「告知義務違反」としてこの保険契約・特約のその被保険者についての部分を解除することがあります。この場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であってもこの保険契約・特約のその被保険者についての部分が詐欺による取消しとなる場合があります。）

借り換え融資について

借り換え融資は、以下の点について十分ご注意ください。

- あらためて団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱに加入いただくこととなりますので、借り換え日が新たな責任開始日となります。
このため、借り換え前に加入いただいていた団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱの保障は継続しません。
- 新たに告知していただく必要があります。告知が必要な傷病歴などがある場合、新たな加入をお断りすることがあります。
- 正しく告知いただけなかった場合、告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除され、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

2 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

この商品は債務履行の担保のための保険契約であるため、クーリング・オフ制度の対象ではありません。

3 責任開始日について

- この保険契約へのお申込みを引受保険会社が承諾した場合、金融機関の融資実行日が責任開始日となります。
ただし責任開始日から90日以内に所定のがんと診断確定された場合はがん保険金、上皮内がん・皮膚がん診断給付金、がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金は支払われません。また責任開始日から3ヵ月を経過した日までに所定のがんと診断確定された場合はがん診断給付金、女性配偶者ががん診断給付金は支払われません。
- 引受保険会社の職員・金融機関の職員等には保険契約・特約への加入を決定し、契約上の保障を開始させる代理権はありません。

4 保険金・給付金が支払われない場合

団体信用生命保険

リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約、がん保障特約、
上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保険金・給付金の免責事由に該当したとき

死亡保険金・高度障害保険金・リビング・ニーズ保険金

- 責任開始日から1年以内の自殺により死亡保険金の支払事由に該当したとき
- 戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意により保険金の支払事由に該当したとき
- 被保険者の故意により高度障害保険金またはリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当したとき

がん保険金

- 責任開始日前までに所定のがんと診断確定されていたことによって、その被保険者のがん保障特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん保障特約は無効となります。)
- 責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたとき
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合
- 上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等)の場合
上皮内がんとは、がん細胞の増殖が、上皮※¹内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜※²(大腸については粘膜筋板※³)を越えて周囲の組織に広がっていない状態で、かつ浸潤していない状態をいいます。
※¹「上皮」とはからだの体表面や諸臓器の内面等を覆う細胞層をいいます。
※²「基底膜」とは上皮とその下の組織との間にあります。
※³「粘膜筋板」とは、大腸の粘膜固有層と粘膜下層の間にあります。

上皮内がん・皮膚がん診断給付金

- 特約の責任開始日前まで、または特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の皮膚がんと診断確定されていたことによって、その被保険者の上皮内がん・皮膚がん支援特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者の上皮内がん・皮膚がん支援特約は無効となります。)
 - 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の上皮内がんに罹患し、または所定の皮膚がんと診断確定されたとき
- ⚠ この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日の前日までまたはその被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんに罹患していた場合でも、その被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からその日を含めて2年を経過した後に診断確定を受けたときは、その診断確定はその被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に上皮内がんに罹患したことによるものとみなします。

がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金

- 特約の責任開始日前までに所定のがんと診断確定されていたことによって、その被保険者のがん先進医療特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん先進医療特約は無効となります。)
- 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたとき
- この特約の被保険者が受療した先進医療の技術料と、すでに支払ったこの特約のがん先進医療給付金の合計額が、この特約のがん先進医療給付金の支払限度を超える場合、支払限度を超える額についてはこの特約のがん先進医療給付金を支払いません。

- 他の先進医療の給付を行う特約と重複しているとき
引受保険会社の他の先進医療給付を行う特約と重複して加入していることが判明し、この特約が無効となった場合、給付金のお支払いの対象とはなりません。
がん先進医療特約の加入後に引受保険会社の他の先進医療給付を行う特約と重複して加入していることが判明した場合、引受保険会社の定める1つの特約以外についてはその被保険者の部分を無効としすでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 厚生労働大臣が定める先進医療および先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、診療所は、随時見直しされるため、療養を受けた日時点で該当しないとき

⚠ ただし、特約が無効となった場合、団体信用生命保険による死亡・高度障害についての保障および無効とならない特約の保障は継続します。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(急性心筋梗塞・脳卒中保障型)

急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)、脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)、
がん診断給付金特約、女性配偶者ががん診断給付金特約

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に発病した急性心筋梗塞・脳卒中により所定の就業不能状態に該当したとき
- ⚠ ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 責任開始日前に発病した急性心筋梗塞・脳卒中により急性心筋梗塞保険金・脳卒中保険金が支払われる場合に該当したとき
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき

がん診断給付金

- 特約の責任開始日の前日まで、またはその被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日までにがんと診断確定されたとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん診断給付金特約は無効となります。)

女性配偶者ががん診断給付金

- 特約の責任開始日前まで、または特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日までに所定の女性特有のがんと診断確定されたとき(被保険者(女性配偶者)がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者(女性配偶者)の女性配偶者ががん診断給付金特約は無効となります。)
- 所定の女性特有のがんと診断確定した時点で、被保険者(女性配偶者)がローン債務者と法律上の婚姻関係がない場合(ただし、保険契約者と当会社の協議により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことができるものとします。)
- ⚠ 被保険者(女性配偶者)がローン債務者と法律上の婚姻関係がなくなった場合には、保険契約者またはローン債務者は遅滞なく引受保険会社に通知してください。この場合、被保険者(女性配偶者)でなくなった時から、その被保険者(女性配偶者)についての部分は消滅します。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)

債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型)

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に発病した重度慢性疾患により所定の就業不能状態に該当したとき
- ▲ ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)

債務繰上返済支援特約(3大疾病・重度慢性疾患以外保障型)

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に生じた8大疾病以外の疾病や傷害により所定の就業不能状態に該当したとき
- ▲ ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保険金・給付金の免責事由に該当した場合
 - ① 被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の別表に定める精神障害
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。)運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者の薬物依存
 - ⑧ 被保険者の妊娠、出産(妊娠にともなう合併症・異常分娩は、含みません。)
 - ⑨ 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 - ⑩ 保険契約者の故意または重大な過失
 - ⑪ 保険金・給付金受取人の故意または重大な過失。ただし、その保険金・給付金受取人が保険金・給付金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金・給付金受取人に支払います。
 - ⑫ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能状態になった被保険者の数の増加の程度に応じ、保険金・給付金を支払いまたは保険金・給付金を削減して支払うことがあります。

別表 対象となる精神障害

対象となる精神障害とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00	多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F19
血管性認知症	F01	統合失調症	F20
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02	統合失調症型障害	F21
詳細不明の認知症	F03	持続性妄想性障害	F22
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04	急性一過性精神病性障害	F23
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F05	感応性妄想性障害	F24
脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害	F06	統合失調感情障害	F25
脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害	F07	その他の非器質性精神病性障害	F28
詳細不明の器質性又は症状性精神障害	F09	詳細不明の非器質性精神病	F29
アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害	F10	躁病エピソード	F30
アヘン類使用による精神及び行動の障害	F11	双極性感情障害<躁うつ病>	F31
大麻類使用による精神及び行動の障害	F12	うつ病エピソード	F32
鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	F13	反復性うつ病性障害	F33
コカイン使用による精神及び行動の障害	F14	持続性気分[感情]障害	F34
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害	F15	その他の気分[感情]障害	F38
幻覚薬使用による精神及び行動の障害	F16	詳細不明の気分[感情]障害	F39
タバコ使用<喫煙>による精神及び行動の障害	F17	解離性[転換性]障害	F44
揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害	F18	身体表現性障害	F45
		産じょく<褥>に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの	F53
		広汎性発達障害	F84
		精神障害、詳細不明	F99

5 保険金・給付金のご請求について

- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに金融機関または34ページに記載の「楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡ください。
- 万が一の場合に備え、保険金・給付金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。
- 引受保険会社の職員または引受保険会社の委託を受けた者が、保険金・給付金の請求の際に、お申込みの際の告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。
- この保険は債務の返済に応じて保険金額が逦減する商品のため、支払時期によりお支払いする保険金額が異なる場合がありますので、十分にご確認のうえご請求ください。
 - (1) 死亡によるご請求(死亡保険金)・・・死亡日時点の保険金額(債務残高)
 - (2) 高度障害によるご請求(高度障害保険金)・・・所定の高度障害状態に該当した日時点の保険金額(債務残高)
 - (3) 余命6ヵ月以内と判断された場合のご請求(リビング・ニーズ保険金)・・・請求日時点の保険金額(債務残高)
 - (4) がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと判断される場合のご請求(重度がん保険金前払特約保険金)・・・請求日時点の保険金額(債務残高)
 - (5) がん診断確定によるご請求(がん保険金)・・・がん診断確定時の保険金額(債務残高)
 - (6) 急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合のご請求(急性心筋梗塞保険金)・・・診断された日時点の保険金額(債務残高)
 - (7) 脳卒中を発病し、60日以上言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合のご請求(脳卒中保険金)・・・診断された日時点の保険金額(債務残高)
 - (8) 5つの重度慢性疾患のいずれかによる就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合のご請求(債務繰上返済支援保険金)・・・12ヵ月を経過した日の翌日時点の保険金額(債務残高)
 - (9) 8大疾病以外の病気やケガによる就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合のご請求(債務繰上返済支援保険金)・・・12ヵ月を経過した日の翌日時点の保険金額(債務残高)

6 給付金の代理請求人制度(給付金受取人が被保険者の場合)

被保険者に給付金を請求できない事情がある場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を引受保険会社に申し出て、引受保険会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として給付金を請求できます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②「①」に規定する方がいない場合または「①」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③「①」および「②」に規定する方がいない場合または「①」および「②」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、「①」以外の配偶者または「②」以外の3親等内の親族

被保険者に給付金を請求できない事情がある場合の具体例

- 事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が給付金を請求する意思表示ができない場合
- 病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合など

給付金のお支払い後の注意事項

- 代理請求された方に給付金をお支払いした場合には、その後被保険者からその給付金についてご請求を受けても、重複してのお支払いはいたしません。
 - 給付金をお支払いすることにより、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。
- ⚠ 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していることや加入している保険契約の概要(引受保険会社名、お支払いする給付金の種類、代理請求人制度など)をお伝えください。

7 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された保険金額・給付金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受け取りになる保険金額・給付金額が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> **生命保険契約者保護機構** (ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>)

TEL:03-3286-2820 受付時間: 平日9:00~12:00/13:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

8 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9 団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱに関するご相談について

告知に関して不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命保険株式会社でお受けしています。

楽天生命保険株式会社(各種変更手続きダイヤル)

0120-849-150 【受付時間】平日9:00～17:00(年末年始を除く)

上記時間以外は自動音声で受付しご案内致します。

楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)

0120-849-151 【受付時間】平日9:00～17:00(年末年始を除く)

上記時間以外は自動音声で受付しご案内致します。

⚠ 当社または当社の委託先が承ります。一部IPフォンからはご利用いただけません。

⚠ 団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱへの加入申込みの結果や保険金・給付金支払請求の結果の確認、各種手続きに関するお問い合わせは金融機関へご照会ください。

10 個人情報のお取り扱いについて

保険契約者・金融機関と生命保険会社からのお知らせ

お申込みにあたりご提供いただいた個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)は、保険契約者・金融機関が取得し、ローン残高・ローン貸出期間・ローン返済状況、住所等とともに、保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社に提供いたします。生命保険会社は、受領した個人情報を、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、その過程で得た個人情報を含めて保険契約者・金融機関および再保険会社に上記目的の範囲内で提供いたします。(保険金・給付金が不支払となった場合は、その理由について、生命保険会社から保険契約者・金融機関に連絡されます。)なお、保険契約者・金融機関は、この保険契約に基づいて入手する個人情報について、この保険契約の事務手続き(申込み・諾否結果の確認・保険金請求等の事務およびこの契約の維持管理等)のためにのみ使用いたします。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、上記に準じ個人情報を取り扱います。また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています

【保険契約者】 株式会社青森みちのく銀行 〒030-8668 青森市橋本一丁目9番30号
 【引受保険会社】 楽天生命保険株式会社 〒108-0075 東京都港区港南2-16-5 NBF品川タワー

◎相談窓口

告知に関しての不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命保険株式会社でお受けしています。

楽天生命保険株式会社(各種変更手続きダイヤル)

0120-849-150 【受付時間】平日9:00～17:00(年末年始を除く)

上記時間以外は自動音声で受付しご案内致します。

楽天生命保険株式会社(保険金・給付金ダイヤル)

0120-849-151 【受付時間】平日9:00～17:00(年末年始を除く)

上記時間以外は自動音声で受付しご案内致します。

※当社または当社の委託先が承ります。一部IPフォンからはご利用いただけません。